

●徳島県賃上げ支援事業のご案内

徳島県では、最低賃金改定による激変緩和措置として、令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に、時間給「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げた中小企業・小規模事業者を対象に、一時金を支給する「徳島県賃上げ支援事業」を実施します。

※申請受付は12月2日より開始いたします。なお、電子申請については12月9日より受付開始となります。

○賃上げの対象時期・賃上げ額

令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に、時間給「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げていること。

※令和6年4月1日から令和6年11月1日までの間に複数回の賃上げを行った場合も可

※引き上げ後、最低1か月以上の賃金支給実績があること。

※改定後の賃金の支給が令和6年12月以降となったものも含む。

○賃上げ対象従業員

令和6年8月1日時点で、県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間4時間以上（月所定労働時間18時間以上）であること。なお、国の令和6年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた従業員又は受ける見込みのある従業員は除く。

○その他

引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

○一時金の支給額

・正規雇用労働者：1人当たり5万円　・非正規雇用労働者：1人当たり3万円

ただし、1事業者あたり最大50万円まで　※1事業者：法人番号単位での申請とする

○申請受付期間

令和6年12月2日（月）から令和7年2月28日（金）まで【必着】

○お問い合わせ（12月2日より対応）

徳島県賃上げ支援事業運営事務局　電話：088-603-8060

申請方法や詳細については下記

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7244667/>

●「第233回 珠算能力検定試験」のご案内

標記の検定試験を下記日程にて施行いたしますので、受講をご希望の方は12月16日（月）～1月8日（水）までに当所へお申し込みください。

施行日：2月9日（日）　午前9時から

場　所：小松島商工会議所（小松島市総合コミュニティーセンター）

受験料：【1級 2,800円】　【2級 2,000円】　【3級 1,800円】　【4～6級 1,200円】

【暗算1～3級 1,200円】　※受験料は税込みです。

申し込み：小松島商工会議所　TEL0885-32-3533